

# 医師偏在指標について①

人口10万人対医師数は、地域ごとの医療ニーズや人口構成等を反映しておらず、医師の偏在状況を十分に反映した指標となっていない。（平成28年度調査…山形県 全国33位）



三次医療圏・二次医療圏ごとに、医師の偏在の状況を全国ベースで客観的に示すために、地域ごとの医療ニーズや人口構成、医師の性年齢構成等を踏まえた医師偏在指標を国が新たに提示するもの。

## ◆医療法(昭和23年法律第205号)

### 第二節 医療計画〔医療計画に定める事項〕

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### 十一 医師の確保に関する次に掲げる事項

イ ー 省略 ー

ロ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十四号に規定する区域(※二次医療圏)における医師の数に関する指標(※医師偏在指標)を踏まえて定める  
同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

ハ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十五号に規定する区域(※三次医療圏)における医師の数に関する指標(※医師偏在指標)を踏まえて定める  
同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

ニ ー 省略 ー

## ◆医療法施行規則(昭和23年厚生労働省令第50号)

（医師の数に関する指標の算定方法）

第三十条の二十八の五 法第三十条の四第二項第十一号ロの厚生労働省令で定める方法は、同項第十四号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除して算定する方法とする。

第三十条の二十八の六 法第三十条の四第二項第十一号ハの厚生労働省令で定める方法は、同項第十五号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除して算定する方法とする。

# 医師偏在指標について②

## 医師偏在指標の算出式

- ・医師数は、性別ごとに20歳代、30歳代…60歳代、70歳以上に区分して、平均労働時間の違いを用いて調整する。
- ・従来の人口10万人対医師数をベースに、地域ごとに性年齢階級による受療率の違いを調整する。

※受療率…ある特定の日に疾病治療のために、すべての医療機関に入院あるいは通院、又は往診を受けた患者数と人口10万人との比率

$$\text{医師偏在指標} = \frac{\text{標準化医師数}}{\text{地域の人口} \div 10\text{万} \times \text{地域の標準化受療率比} (\ast 1)}$$

$$\text{標準化医師数} = \sum \text{性年齢階級別医師数} \times \frac{\text{性年齢階級別平均労働時間}}{\text{全医師の平均労働時間}}$$

$$\text{地域の標準化受療率比} (\ast 1) = \text{地域の期待受療率} (\ast 2) \div \text{全国の期待受療率}$$

$$\text{地域の期待受療率} (\ast 2) = \frac{\sum (\text{全国の性年齢階級別受療率} \times \text{地域の性年齢階級別人口})}{\text{地域の人口}}$$

(出典)性年齢階級別医師数：平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査

平均労働時間：「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」（平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」研究班）

性年齢階級別受療率：平成29年患者調査 及び 平成29年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

人口：平成29年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

## 医師偏在指標

順位	都道府県	医師偏在指標	順位	都道府県	医師偏在指標	順位	都道府県	医師偏在指標
	全国	238.6	17位	兵庫県	243.8	32位	山口県	214.2
1位	東京都	324.0	18位	奈良県	242.5	33位	群馬県	210.7
2位	京都府	313.8	19位	広島県	241.3	34位	宮崎県	210.3
3位	福岡県	299.7	20位	大分県	240.0	35位	三重県	209.1
4位	岡山県	280.2	21位	島根県	239.5	36位	岐阜県	207.1
5位	沖縄県	275.3	22位	宮城県	233.9	37位	長野県	201.1
6位	大阪府	272.7	23位	鹿児島県	232.6	38位	千葉県	199.9
7位	石川県	271.3	24位	神奈川県	232.5	39位	静岡県	193.1
8位	徳島県	269.3	25位	愛媛県	231.9	<b>40位</b>	<b>山形県</b>	<b>191.1</b>
9位	長崎県	263.1	26位	福井県	231.1	41位	秋田県	184.6
10位	和歌山県	261.0	27位	北海道	223.4	42位	茨城県	180.2
11位	鳥取県	258.2	28位	愛知県	223.3	43位	福島県	178.4
12位	高知県	256.7	29位	山梨県	221.6	44位	埼玉県	177.7
13位	佐賀県	254.3	30位	富山県	220.2	45位	青森県	172.9
14位	熊本県	252.2	31位	栃木県	216.7	46位	岩手県	172.4
15位	香川県	249.5				47位	新潟県	171.9
16位	滋賀県	244.3						

医師多数県

医師少数県

※ 産科医師偏在指標・小児科医師偏在指標については、次回以降提示。